

## 休眠預金等活用法等の施行に伴う預金規定

(休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限りします。）
  - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとする。
- ⑤ 預金者等から残高の確認があったこと。（ATMによるによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る。）、なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとする。
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じた事（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限る）。※

※ただし、上記の異動事由④～⑥に該当する預金種別は別紙のとおりとする。

(付則)

この規定は平成30年1月1日施行より施行します

(別紙)

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	異動事由④ 預貯金通帳・証書 の発行、記帳、繰 越	異動事由⑤ 残高照会 (ATMによ る残高照会)	異動事由⑥ 総合口座に含まれる他 の預金等の異動
普通預金	○	○	○
貯蓄預金	○	○	×
当座預金	×	×	×
納税準備預金	○	×	×
スーパー定期預金	○	×	○
大口定期預金	○	×	○
期日指定定期預金	○	×	○
複利貯蓄定期預金	○	×	○
通知預金	○	×	×
定期積金	○	×	×

福島県商工信用組合